

## 面接審査の実施方法について

### 1 プレゼンテーションの実施方法

- (1) 審査会場に入場できる人数は、1応募者当り3人程度です。  
なお、会場に入室できるのは、社員（従業員）のみとし、入室時に社員証の提示を求めます。
- (2) 審査時間は、45分以内です。
  - ア 提案説明の時間は15分間で、終了1分前に合図をします。
  - イ 15分を超えての提案説明は認めませんので、ご注意ください。
  - ウ 質疑応答の時間は30分以内とします。
  - エ 入替時間は審査時間には含みません。
- (3) プレゼンテーションは提出済の事業計画書を基本とします。パワーポイント資料の使用を希望する場合は、当該資料データを入れたUSB等を10月20日（木）までに市役所高齢介護課まで持参してください。また、プロジェクター・スクリーン・ノートパソコンの準備は、事務局で行います。
- (4) プレゼンテーション中の録音は認めません。

### 2 その他

- (1) 説明開始15分前までに、指定の控室（市役所北館4階教育委員室）へ入室してください。
- (2) 面接審査会場は、市役所北館4階教育委員会室です。
- (3) 面接審査会場へは、プレゼンテーション開始直前に当課職員がご案内します。
- (4) 面接審査中も控室の使用が可能ですが、無人・無施錠となりますのでご注意ください。